

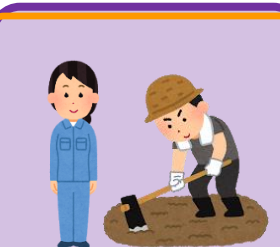
# 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律 イメージ図

## 目的

特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

地域人口の急減に直面している地域

地域人口の急減：一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況



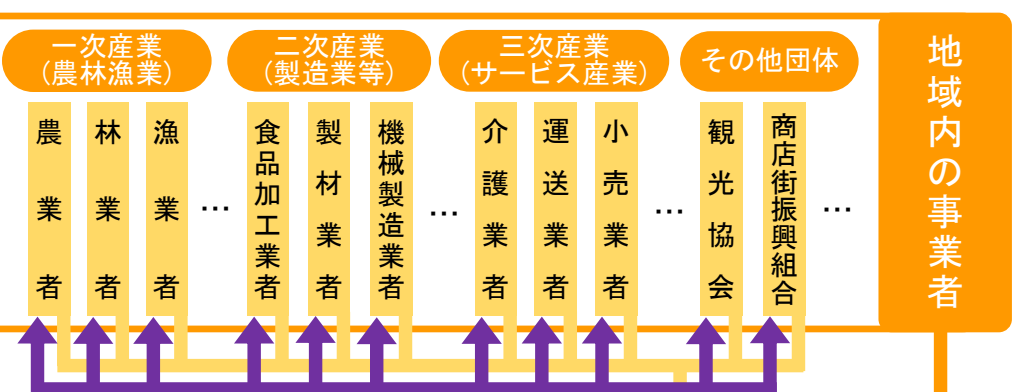
組合員又はその従業者等



地域内の若者等



地域外の若者等



## 都道府県知事

<組合の認定要件>

- ①自然的・経済的・社会的条件からみて一体であり支援が必要な地区
- ②特定地域づくり事業の適正な実施が可能
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資する
- ④組合・関係事業者団体・市町村との十分な連携協力体制

認定 (10年更新制)

## 国・地方公共団体

- 特定地域づくり事業協同組合に対する情報の提供、助言、指導その他の援助
- 特定地域づくり事業協同組合に対する必要な財政上の措置